

《関西頭痛懇話会 会則》

＜第1章 総則＞

第1条：本会は『関西頭痛懇話会』と称する。

第2条：本会の事務局は富永病院に置く。

＜第2章 目的および事業＞

第3条：本会は頭痛診療に興味のある医師に頭痛の疾患治療の学術向上に寄与する研究発表および講演の機会を設け、あわせて会員相互間の交流を図る事を目的とする。

第4条：本会は最低年1回以上開催する。

第5条：本会は世話人の持ち回り開催とする。

＜第3章 会員＞

第6条：本会会員は関西の臨床施設、研究施設で頭痛疾患に興味を持つ医師、研究者とする。

第7条：会員の入退会は自由意志で入会は世話人の紹介とする。

＜第4章 顧問＞

第8条：本会に顧問を置くことができる。

＜第5章 世話人会＞

第9条：本会に若干名の世話人、1名の代表世話人、1名の会計監査役を置くものとする。

第10条：世話人会は世話人の2分の1以上の出席をもって成立する。

但し、委任状は認める。

第11条：世話人の追加、変更は世話人会にて決定する。

＜第6章 会則の変更＞

第12条：本会則は世話人会において出席者の2分の1以上の賛成を持って、変更する事が出来る。

＜第7章 会計＞

第13条：本会の経費は参加費、寄付金、その他の収入を持ってこれにあてる。参加費に関しては別にこれを定める。

第14条：本会に1名の監査役を置き、年1回、会計報告を世話人会にて報告する。尚、会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

＜第8章 運営＞

第15条：当懇話会講演会開催は関西頭痛懇話会とエーザイ株式会社の共催とする。

第16条：会開催にあたり、開会の辞は代表世話人、座長は当番世話人、閉会の辞は次回当番世話人がおこなう。順番は別途さだめる。

第17条：会費は1,000円とし、会開催事に徴収する。会費は運営費用の一部とする。

第18条：本会の運営は3年に1度、世話人会において見直す。
(次回は2018年度とする。)

この会則は、平成27年9月5日に一部改正した。

《関西頭痛懇話会・世話人》

代表世話人：

山口三千夫 先生（山口クリニック 院長）

世話人：

立岡良久 先生（立岡神経内科 院長）

高瀬 靖 先生（たかせ内科医院 院長）

石川光紀 先生（石川医院 院長）

木村 充 先生（西脇市立西脇病院 副院長）

北村重和 先生（財団法人甲南病院 神経内科 部長）

竹島多賀夫 先生

（医療法人寿会 富永病院 神経内科・頭痛センター長）

立花久大 先生（西宮協立脳神経外科病院 名誉院長）

会計幹事：

高瀬 靖 先生（たかせ内科医院 院長）

【順不同】